

民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱

制 定 昭和 61 年 9 月 25 日局長決
最近改正 令和 7 年 1 月 24 日営業企画担当課長決

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和 33 年大阪市水道事業管理規程第 4 号。以下「施行規程」という。）第 33 条の 2 の適用を受ける共同住宅の各戸計量及び各戸収納について、必要な事項を定めるものとする。ただし、「公営中高層住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱」第 1 条各号に定める住宅を除く。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 大阪市水道局
- (2) 局長 大阪市水道局長
- (3) 条例 大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号）
- (4) 下水道条例 大阪市下水道条例（昭和 35 年大阪市条例第 19 号）
- (5) 料金等 水道料金及び下水道使用料
- (6) 料金等を算定 条例第 26 条第 1 項及び下水道条例別表第 1 の規定により料金等を算定すること
- (7) 共同住宅 一の建物の中に一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる設備が整えられた住居が 2 以上あり、かつ各住居が完全に区画されている建物
- (8) 店舗付共同住宅 施行規程第 33 条第 6 項に定める「事業所併設住宅」のことで、共同住宅に店舗、事務所等が併設された建物
- (9) 店舗等部分 施行規程第 33 条第 3 項に定める「事業所部分」のことで、店舗付共同住宅のうち、店舗、事務所等の部分
- (10) 住宅部分 施行規程第 33 条第 2 項に定める「住居部分」のことで、共同住宅にあっては建物全体、店舗付共同住宅にあっては店舗等部分を除いた部分
- (11) 住宅入居者 住宅部分の入居者
- (12) 店舗入居者 店舗等部分の料金等を各店舗等へ直接請求する場合の各店舗等の入居者
- (13) 各入居者 住宅入居者及び店舗入居者
- (14) 各入居予定者 各入居者となる予定の者
- (15) 申込書 「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納適用申込書（様式 1）」
- (16) 申込者 施行規程第 27 条の 2 に定める「事業実施者たる使用者」（共同住宅の専用給水装置の使用者）であって、賃貸の共同住宅においては当該共同住宅の所有者（所有者

が複数いる場合は、代表者として決定された者)、分譲の共同住宅においては当該共同住宅の区分所有者の代表者

- (17) 管理責任者 共同住宅の各戸計量及び各戸収納にかかる管理及びこの要綱に定める事務を行う者
- (18) 親メーター 1の事業で複数が使用する専用給水装置に設置したメーターであって、本要綱においては、各戸計量及び各戸収納を実施している共同住宅の専用給水装置のメーター
- (19) 散水栓等部分 施行規程第33条第4項「附属部分」のことで、(21)の子メーターが設置されている散水栓等の共同設備部分
- (20) 共同設備部分 (21)の子メーターが設置されていない散水栓等の設備部分
- (21) 子メーター 施行規程第33条第7項から第9項に規定される各量水器のことで、住宅部分、店舗等部分及び散水栓等部分などに設置されている量水器
- (22) 差水量 親メーターから下流で使用した水量をすべて子メーターで計量している場合において、親メーターの使用水量が子メーターの総使用水量を超える場合の差引水量
- (23) 基礎水量 料金算定の基礎となる期間の月数に応じて定められた水量(「使用水量認定要綱」別表による水量)
- (24) 基礎引き上げ水量 住宅部分の各戸の使用水量が計算月数に対応する基礎水量に満たないもの(施行規程第33条第14項に規定される「特定住居部分」)について、各戸ごとに基礎水量と使用水量との差を算出し合計した水量。ただし、中止栓は当該水量の算出対象外とする。

(適用条件)

第3条 第1条に規定する共同住宅は、次の各号の要件に該当しなければならない。

- (1) 申込者及び各入居者の総意として各戸計量及び各戸収納の適用を希望していること。
- (2) 各戸計量及び各戸収納の適用開始日時点において、各入居者から水道の使用開始の届け出がなされていること。
- (3) 住宅部分の各戸に子メーターが設置されていること。なお、住宅部分、店舗等部分及び散水栓等部分など、当該共同住宅に設置された子メーターは、計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定証印等の有効期間内のもので、かつ、正常に作動するものであること。
- (4) 子メーター及び受水槽又は直結給水用増圧装置(以下「受水槽等」という。)通過後の設備が、次条に定める設置基準に適合していること。
- (5) 局から委託を受けた者が、検針及び料金徴収等業務の実施を目的とし共同住宅(店舗付共同住宅を含む。)の共用部分に立ち入ることについて、申込者が同意していること。また、入口がオートロック式の共同住宅(店舗付共同住宅を含む。)については、申込者又は管理責任者が局長に対し解錠方法の届け出を行っていること。

(6) 子メーター設置場所は施錠しないこと。やむを得ず施錠する場合は、前号の取扱いと同様とする。

(子メーター等の設置基準及び維持管理)

第4条 申込者は、子メーターの設置及び取替を自己の責任と負担において行い、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。ただし、「共同住宅の各戸メーター局管理の実施に関する要綱」の規定により各戸メーターの局管理を実施する共同住宅のメーターの維持管理については、同要綱の規定に基づき当局が行う。

- (1) 子メーター及び受水槽等通過後の設備は、「民間共同住宅の私設メータ等設置基準」又は「既設民間共同住宅の私設メータ等設置基準」に適合するものであること。
- (2) 子メーターが、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印等の有効期間の満了を迎えるとき、又は故障したときは、速やかに子メーターを取り替え、「子メータ取替報告書（様式2）」により局長に届け出ること。

(申込)

第5条 各戸計量及び各戸収納の適用を受けようとする申込者は、管理責任者を選定し、次に掲げる書類により、局長に申し込まなければならない。なお、申込者は管理責任者を兼ねることができるものとする。

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 建物平面図及び住宅区分図
- (3) 管理責任者選定（変更）届（様式3）
- (4) オートロック解錠方法（変更）届（入口がオートロック式の建物のみ）（様式4）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく「確認済証（写）」又は「検査済証（写）」等の公的な書類（以下「公的書類」という。）の主要用途に「共同住宅」又は「長屋」と記載されているもの。ただし、公的書類の主要用途に「一戸建ての住宅」と記載されているものであっても、改築等により、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる設備が整えられた住居が2以上設けられ、かつ各住居が完全に区画された建物については、本要綱適用の要件を満たすものとし、この場合、公的書類とあわせて「建物平面図（内部の構造がわかるもの）」も添付する。
- (6) 民間共同住宅各戸計量及び各戸収納適用チェックシート（様式5）
- (7) 水道使用開始届（様式6）
- (8) その他局長が必要と認める書類

(適用の決定)

第6条 局長は、前条の申込のあった共同住宅のうち、第3条及び第4条の規定に適合するものについて、各戸計量及び各戸収納の適用を決定し、申込者に通知する。

- 2 各戸計量及び各戸収納の適用を決定するまでの間に発生した当該共同住宅にかかる料金等を申込者が完納していないときは、当該料金等を完納するまでの間、各戸計量及び各戸収納の適用を留保するものとする。

(異動の届出)

第7条 申込者は、申込者及び共同住宅の名称に変更があったときは、「所有者（給水契約者）・区分所有者の代表者（給水契約者）及び共同住宅名称変更届（様式7）」により届け出なければならない。

- 2 申込者は、管理責任者に変更があったときは、「管理責任者選定（変更）届（様式3）」により届け出なければならない。
- 3 申込者は、遠隔指示メーターを撤去するときは、「遠隔指示メータ設置廃止届出書（様式8）」により届け出のうえ、局長の承認を受け、撤去完了後に「遠隔指示メータ撤去完了届（様式9）」を届け出なければならない。
- 4 申込者は、水道メーターの取付数に変更があったときは、第5条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を提出し、申し込まなければならない。
- 5 前項の申込みにかかる適用の決定は前条第1項の定めるところによる。

(料金等の算定及び請求先)

第8条 料金等の算定及び請求先は、次のとおりとする。この場合において、算定基準は別表「民間共同住宅の水道料金等の算定基準」に定めるとおりとする。

(1) 住宅部分

子メーターごとに計量した使用水量を算定基礎水量として認定し、当該水量をに基づき料金等を算定し、各住宅入居者に請求する。

(2) 店舗等部分

親メーターの使用水量から、住宅部分の使用水量と散水栓等部分の使用水量を差し引いた水量を店舗等部分の算定基礎水量として認定し、当該水量に基づき料金等を算定し、申込者に請求する。ただし、店舗等部分に子メーターが設置されている場合は、子メーターごとに算定基礎水量を認定後、当該水量に基づき料金等を算定し、各店舗入居者もしくは申込者に直接請求、又はその合計水量を店舗等部分の算定基礎水量として料金等を算定し、申込者に請求することができる。

(3) 共同設備部分

親メーターの使用水量から店舗等部分（子メーターが設置されていない場合を除く。）の使用水量を差し引いた水量を各戸均等に使用したものとして料金等を算定した額から、住宅部分の使用水量に基礎引き上げ水量を加えた水量（以下「住宅部分等の使用水量」という。）を各戸均等に使用したものとして算定した額を差し引いた額を申込者に請求する。ただし、前段で算出した住宅部分等の使用水量が、基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量を住宅部分等の使用水量とする。

(4) 店舗等部分及び共同設備部分

店舗付共同住宅で、住宅部分以外に子メーターが設置されていないときは、親メーターの使用水量から住宅部分の使用水量を差し引いた水量を店舗等部分及び共同設備部分の算定基礎水量として認定し、当該水量に基づき料金等を算定し、申込者に請求する。

(5) 散水栓等部分

住宅部分の使用水量と散水栓等部分の使用水量の合計水量を各戸均等に使用したものとして料金等を算定した額から、住宅部分の使用水量を各戸均等に使用したものとして料金等を算定した額を差し引いた額を申込者に請求する。ただし、前段で算出した住宅部分の使用水量が、基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量を住宅部分の使用水量とする。

(6) 差水量

条例第 26 条第 1 項及び下水道条例別表第 1 に定める 10 立方メートルを超える 20 立方メートルまでの分の単価により料金等を算定し、申込者に請求する。

(7) 差水量の非算定

前号の場合において、子メーターが検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し親メーターから子メーターまでの間に漏水がなく、かつ、子メーターで計量した水量以外に水道を使用した事実がないと認める場合は、差水量に係る料金等を算定しないことができる。

(8) 第 3 号及び第 5 号を適用する料金等の算定は、住居部分の総戸数とする。

(9) 料金等の請求先の変更

第 1 号から第 6 号にかかる料金等については、第三者弁済の申出により請求先を変更することができる。

(使用開始等の届出)

第 9 条 各入居予定者が転入し、又は各入居者が転出する場合は、当該各入居予定者又は各入居者が局長へ使用開始又は中止を届け出るものとする。

2 前項の規定に関わらず、店舗等部分の料金等を申込者へ請求する場合の店舗等部分の使用開始又は中止は、管理責任者又は申込者が届け出るものとする。

3 共同設備部分及び散水栓等部分の使用開始又は中止については、管理責任者又は申込者が届け出るものとする。

4 使用開始又は中止を伴わない名義変更などの異動がある場合についても、前 3 項に掲げる者が届け出るものとする。

5 管理責任者を変更したときは、申込者は「管理責任者選定（変更）届（様式 3）」により局長に届け出なければならない。

(管理責任者の取り扱い事務)

第 10 条 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

(1) 各入居予定者が転入し、又は各入居者が転出する場合は、当該各入居予定者又は各入居者に対し、局長へ使用開始又は中止を届け出るよう通知すること。また、使用開始又は中止を伴わず、各入居者において名義変更などの異動がある場合についても同様の取扱いとする。

(2) 各入居予定者又は各入居者から、使用開始又は中止等の届出がない場合で、局から問

合せを受けたときは、使用開始又は中止等の届出に必要な事項を局長へ報告すること。

(3) 管理責任者は、各入居予定者又は各入居者が、使用開始又は中止する場合は、当該物件において漏水等の異常がないことを確認しておくこと。

(4) 局が行う料金等の徴収、督促等について、次のとおり協力すること。

ア 局から、入居者（転出済みの者を含む。）の連絡先、転出先等の問合せを受けたとき、必要な情報を提供するとともに、当該入居者に対して局に連絡するよう伝達すること。

イ 転出に伴う料金等の未収を防止するため、転出する入居者に対し、転出時までに請求された料金等の納入状況を確認し、未納の料金等があれば速やかに納入するよう、また、転出後に請求される料金等についても期限までに納入するよう促すこと。

(5) 事務連絡に関すること及び局からの周知事項等必要な事項を、申込者、各入居者に周知すること。

(料金等を納付しない場合の措置)

第11条 各入居者が料金等を期限までに納付しない場合、局長は当該入居者に対する給水を停止することができる。

2 店舗等部分、共同設備部分、散水栓等部分及び差水量に係る料金等を申込者が期限までに納付しない場合、当該料金等に係る給水を停止し、又は第12条と同様に取扱うものとする。

3 前2項の措置により生じた損害について、局長はその責任を負わない。

(適用の停止)

第12条 申込者が適用条件に違反し、局長の指摘を受けた場合において、違反の状態を是正するまでの間、局長は各戸計量及び各戸収納の適用を停止することができる。

2 前項の規定により各戸計量及び各戸収納の適用を停止したときは、住宅部分の各入居者の使用水量を均等とみなし、店舗付共同住宅の場合には店舗等部分の合計使用水量を1専用給水装置の使用水量として算定した料金等を加算して、申込者に一括して請求する。

3 第1項の規定により、各戸計量及び各戸収納の適用を停止した場合において、申込者に損害が生じることがあっても、局長はその責任を負わない。

(適用の解除)

第13条 局長は、次の各号に定めるところにより、各戸計量及び各戸収納の適用を解除することができる。

(1) 申込者から「共同住宅の各戸計量及び各戸収納適用解除届出書（様式10）」の提出があつたとき

(2) 前条第1項の規定により各戸計量及び各戸収納の適用を停止してもなお、違反の状態が是正されないとき

2 前項の規定により、各戸計量及び各戸収納の適用を解除した場合において、申込者に損

害が生じることがあっても、局長はその責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、施行規程及びその他関係の諸規定を準用する。また、実施の細目は、営業企画担当課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 第4条第3号の規定は、昭和62年1月1日以後に建築確認申請のあった建物から適用する。
- 3 この要綱の規定は、当分の間、1専用給水装置につきおおむね14戸以上の共同住宅について適用する。
- 4 この附則に定めるもののほか、この要綱の施行に伴う事務要領その他必要な事項は、営業課長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成4年4月22日から施行し、平成4年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱の規定は、直結給水用増圧装置を設置し、又は配水管から直接給水する共同住宅についても適用する。この場合において、第9条第2号及び第3号中「共同給水設備部分」とあるのは「共同給水装置部分」と読み替え、第14条（見出しを含む。）各号列記以外の部分、同条第1号及び第4号中「給水設備」とあるのは「給水装置」と読み替える。

附 則

この規定は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)」第6条の規定により契約を締結した共同住宅のうち、
1 専用給水装置につき 14 戸が居住する共同住宅については、平成 10 年 10 月 1 日から改
正後の要綱第 7 条から第 9 条までの規定を適用する。

附 則

- 1 この規定は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
2 この要綱による改正後の「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納等の実施に関する要綱」の規定は平成 11 年 6 月 1 日以後に申請された共同住宅については適用し、同日前に申請された共同住宅については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。
2 この要綱の規定は、1 専用給水装置につき住宅部分が 14 戸以上の共同住宅について適用する。
3 この附則に定めるもののほか、この要綱の施行に伴う事務要領その他の必要な事項は、営業担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2 この要綱の施行の際に、現に各戸計量及び各戸収納を実施している共同住宅については、施行日以後、この要綱の適用を受ける共同住宅とみなす。
3 この要綱の規定は、1 専用給水装置につき住宅部分が 2 戸以上の共同住宅について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
2 施行日以後 4 か月点検を行っているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
2 この要綱の施行の際、現に各戸計量及び各戸収納を実施している共同住宅については、施行日以後、この要綱の適用を受ける共同住宅とみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に各戸計量及び各戸収納を実施している共同住宅については、施行日以後、この要綱の適用を受ける共同住宅とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、現に各戸計量及び各戸収納を適用している共同住宅については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 1 月 25 日から施行する。

(別 表) (第8条関係)

民間共同住宅の水道料金等の算定基準

住宅種別	子メータの点検			水量算出方法及び水道料金等の算定基準
	住宅部分	散水栓等部分	店舗等部分	
住宅	有	無	/	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○共同設備部分…親メータ水量 - (住宅部分水量 + 基礎引き上げ水量) = 共同設備部分として算定する。 (※1) 料金等の算定は、戸数計算で行う。</p> <p>(要綱第8条第3号を適用)</p>
	有	有	/	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (※2)</p> <p>○差水量…親メータ水量 - (住宅部分水量 + 散水栓等部分水量) = 差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金 = 97円 × 差水量 × 消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料 = 61円 × 差水量 × 消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て) として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。</p> <p>(要綱第8条第5号、第6号及び第7号を適用)</p>
店舗付共同住宅	有	無	無	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分及び共同設備部分 …親メータ水量 - 住宅部分水量 = 店舗等部分及び共同設備部分 の使用水量として算定する。 料金等の算定は、大阪市水道事業給水条例第26条第1項に基づき行う。</p> <p>(要綱第8条第4号を適用)</p>
	有	有	無	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分…親メータ水量 - 住宅部分水量 - 散水栓等部分水量 = 店舗等部分の使用水量として算定する。</p> <p>○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (※2)</p> <p>(要綱第8条第2号本文及び第5号を適用)</p>
	有	無	有	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分…子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算 定する。</p> <p>○共同設備部分… (親メータ水量 - 店舗等部分水量) - (住宅部分水量 + 基礎引き上げ水量) = 共同設備部分として算定する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (※1)</p> <p>(要綱第8条第2号ただし書及び第3号を適用)</p>
有	有	有		<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分…子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算 定する。</p> <p>○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (※2)</p> <p>○差水量…親メータ水量 - (住宅部分水量 + 散水栓等部分水量 + 店舗等部分 水量) = 差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金 = 97円 × 差水量 × 消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料 = 61円 × 差水量 × 消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て) として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。</p> <p>(要綱第8条第2号ただし書、第5号、第6号及び第7号を適用)</p>

※1 「住宅部分水量 + 基礎引き上げ水量」が基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基
礎水量に総戸数を乗じた水量とする。

※2 [住宅部分水量 + 散水栓等部分水量] - 住宅部分水量 (基礎水量の総戸数分に満た
ない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。)

様式1

測定番号				水栓番号	
				N.o.	
民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納適用申込書					
年 月 日					
大阪市水道局長					
申込者	分譲住宅	区分所有者の代表者（給水契約者） 住所 フリガナ 氏名 (電話番号)			
	賃貸住宅	所有者（給水契約者） 住所 フリガナ 氏名 (電話番号)			
管理責任者	上記申込者と同一である場合は、同上と記入してください。 住所 フリガナ 氏名 (電話番号)				
<p>次の共同住宅について、民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）及び関係規程を承諾のうえ、各戸計量及び各戸収納の適用を申込みします。</p> <p>なお、要綱及び関係規程に違反し、局長の指摘に対して是正しない場合は、各戸計量及び各戸収納の適用が停止されることに同意します。</p> <p>また、メータの位置にかかる添付書類記載内容については、実際の設置状況と相違ない旨申し添えます。</p>					
共同住宅の所在地	区 丁目 番 号			入居予定年月日	
				階層	地上階 地下階
				棟数	
住宅戸数及び店舗等数	住宅		店舗等（事務所等を含む）		給水方式 <input type="checkbox"/> 受水槽 <input type="checkbox"/> 直結給水用増圧装置 <input type="checkbox"/> 直結給水
	総戸数	うち入居数	総店舗等数	うち入居数	
水道メータの取付数	住居メータ	店舗等メータ	共同設備メータ	水道メータの種別 <input type="checkbox"/> 直読式メータ <input type="checkbox"/> 遠隔式メータ	
	個	個	個		

太線の中のみ記入してください。

※水道局使用欄

受付	年 月 日
決定	年 月 日
適用の可否	可 · 否
適用開始	年 月分から

様式2

整 理 番 号	
---------	--

子メータ取替報告書		
年 月 日		
大 阪 市 水 道 局 長		
所有者（給水契約者）又は区分所有者の代表者（給水契約者）		
住 所	氏 名	電 話
		()
		—
共同住宅の 所 在 地		
共同住宅の 名 称		

次のとおりメータを取替えましたので報告します。

取 替 年 月 日		
取 替 理 由	検定証印等の有効期間満了 • メータ故障 • その他 ()	
メータ製造業者名		
取 替 業 者 名	所 在 地 _____ 社 名 等 _____ 電 話 () —	
取 替 明 細	別紙のとおり	
備 考		

様式3

整理番号	—
------	---

管理責任者選定(変更)届

年 月 日

大阪市水道局長

所有者(給水契約者)又は区分所有者の代表者(給水契約者)
住所

フリガナ
氏名

電話番号

次の共同住宅について、管理責任者を選定(変更)しましたので、管理責任者の取扱う事務を承諾のうえ本書のとおり届出します。

共同住宅の所在地	区	丁目	番号
共同住宅の名称			
管理責任者	〒 住所 フリガナ 氏名 電話番号		
	変更月分	年 月 檢針分から	
	<input type="checkbox"/> 上記所有者と同じ <input type="checkbox"/> 上記管理責任者と同じ <input type="checkbox"/> その他(他の場合は、次項へご記入ください)		
共同設備メータの水道料金等の請求先	〒 住所 フリガナ 氏名 電話番号		
	口座情報	<input type="checkbox"/> 変更する(お客さまセンターへお申し出ください) <input type="checkbox"/> 現行の口座を継続して使用する	

※水道局使用欄

調定番号
調定番号
調定番号
調定番号

様式4

オートロック解錠方法（変更）届

大阪市水道局長

年	月	日
---	---	---

申込者または管理責任者

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次の共同住宅について、各戸計量及び各戸収納が円滑に行えるように解錠方法（変更）を届出します。

共同住宅の所在地	区	丁目	番号
共同住宅の名称			
施錠場所	解錠方法 ((1)～(3)から選択してください)	鍵番号または暗証番号	
	(1)鍵 (2)暗証番号 (3)所有者等の立会		
検針日等に万が一 解錠できなかつた場合の 緊急連絡先	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	電話番号		

なお、鍵または暗証番号の貸与を行う場合は、水道局（水道局の指定する者を含む。）と別途借用書を取り交わします。

※ 水道局使用欄	調定番号
----------	------

様式5

民間共同住宅各戸計量及び各戸収納適用チェックシート

調定番号					
所在地					
名称					
住宅戸数 及び 店舗等数	住宅		店舗等（事務所等を含む）		給水方式 <input type="checkbox"/> 受水槽 <input type="checkbox"/> 直結給水用増圧装置 <input type="checkbox"/> 直結給水
	総戸数	うち入居数	総店舗等数	うち入居数	
水道メータ の取付数	住居メータ	店舗等メータ	共同設備メータ	水道メータの種別 <input type="checkbox"/> 直読式メータ <input type="checkbox"/> 遠隔式メータ	
	個	個	個		

項目	お客さま	水道局
・住宅の各戸メータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、住居の外から容易に計量及び取替え等ができること。		
・店舗等について各戸計量及び各戸収納制度を利用する場合、各店舗等のメータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、店舗等の外から容易に計量及び取替え等ができること。		
・散水栓等共同設備部分について各戸計量及び各戸収納制度を利用する場合、各共同設備部分のメータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、外から容易に計量及び取替え等ができること。		
・メータの設置場所（メータ検針実施に伴う動線も含む）は、高所、暗所、その他強風、大雨、大雪等の悪天候等によりメータ指示数及びメータ周りの状況を確認することが困難または危険な屋上等の場所を避け、また酸素欠乏危険場所に設置されていない等、水道局の業務に支障のない場所であること。 (ただし、先方検針が可能である等、水道局の業務に支障がない場合は除く。)		
・上記の項目のただし書きに該当する場合（メータ設置場所がメータ指示数等確認することが困難な場合）のメータ検針方法【 (該当しない場合は斜線をする。)		
・メータ上流側に止水栓を設置し、止水栓に部屋番号札を取り付ける等各メータと使用者が容易に判別できるように処置されていること。		
・メータボックス内などメータのまわりは清潔で、物を置いていないこと。（入居者が物を置いた場合は、水道局の業務に支障が生じないよう、所有者等が必要な措置を講じること。）		
・建物の入り口が、オートロック式の住宅については、水道局またはその指定する者に対して、暗証番号の教示又は解錠鍵の貸与もしくは所有者等の立会い等の解錠方法を「オートロック解錠方法（変更）届（様式4）」により届け出ていること。なお、解錠鍵の貸与による場合は借用書を取り交わす。		
・メータ設置場所は、施錠していないこと。（やむをえず施錠する場合は、オートロック式の住宅の入り口と同様の取扱いとする。）		
（水道局記入欄）※検針順路、検針困難箇所がある場合の検針方法の確認等 【 】		

年 月 日 受付	
年 月 日 現地 確認	

水道使用開始届

大阪市水道局長

民間共同住宅の各戸計量各戸収納適用申込書に定める事項を承知のうえ、届け出ます。

○お客さま記入欄

使用場所	区			丁目	番号	納付書送付先 (〒)	調定番号
	住宅名	棟	号室				
フリガナ						電話番号	
入居者名						()	—

《記入上のご注意》 ①太線内の各欄に必要事項を記入し、住宅の管理責任者にご提出ください。②法人の場合は、必ず社名・代表者名をご記入ください。③お支払いには、口座振替、クレジットカード決済をご利用ください。

○管理責任者記入欄

使用開始日	年 月 日			備考		
メータ指示数						
管理責任者						
担当者名						
電話番号	()	—				

大阪市の水道は「大阪市水道事業給水条例」、「大阪市水道事業給水条例施行規程」が契約の内容となります。条例等の内容はホームページより確認できます。

営特3-356-4

様式7

整理番号	—
------	---

所有者（給水契約者）
区分所有者の代表者（給水契約者） 及び共同住宅名称変更届

年 月 日

大阪市水道局長

所有者（給水契約者）又は区分所有者の代表者（給水契約者）
住 所 〒

フリガナ
氏 名

電話番号

次のとおり変更しましたので、届出します。

所有者（給水契約者）又は区分所有者の代表者（給水契約者）の変更について				
<input type="checkbox"/>	新所有者	住 所 〒	□ 上記所有者と同じ	フリガナ 氏 名
				□ 上記所有者と同じ
共同住宅名称の変更について				
<input type="checkbox"/>	変更後			
<input type="checkbox"/>	変更前			

（以下の太枠内はすべてご記入ください。）

共同住宅の 所 在 地	区	丁目	番 号
共同設備メータの 水道料金等の請求先	変更月分	年 月 檢針分から	
	<input type="checkbox"/> 上記所有者と同じ		
	<input type="checkbox"/> その他（その他の場合は、次項へご記入ください）		
	住 所 〒		
	フリガナ		
	氏 名		
電話番号			
口座情報	<input type="checkbox"/> 変更する（お客様センターへお申し出ください） <input type="checkbox"/> 現行の口座を継続して使用する		

※水道局使用欄

調定番号
調定番号
調定番号
調定番号

管特 3-356-8

様式8

調定番号						水栓番号	No. _____
遠隔指示メータ設置廃止届出書							
年 月 日							
大阪市水道局長							
申込者	分譲住宅	区分所有者の代表者（給水契約者） 住所 フリガナ 氏名 (電話番号)					
	賃貸住宅	所有者（給水契約者） 住所 フリガナ 氏名 (電話番号)					
管理責任者	上記申込者と同一である場合は、同上と記入してください。 住所 フリガナ 氏名 (電話番号)						
	次の共同住宅について、遠隔指示メータ（集中検針盤）の設置廃止を届出します。 なお、大阪市水道局の点検収納等業務に支障が生じないよう水道メータの設置環境について、今後とも適正に維持管理をいたします。						
共同住宅の所在地		区				丁目	番号
共同住宅の名称						階層	地上階 地下階
住宅戸数 及び 店舗等数	住宅		店舗等（事務所等を含む）		棟数	／	
	総戸数	うち入居戸数	総店舗等数	うち入居数	給水方式		
	戸	戸	戸	戸	<input type="checkbox"/> 受水槽	<input type="checkbox"/> 直結給水用増圧装置	<input type="checkbox"/> 直結給水
水道メータの取付数	住居メータ		店舗等メータ		共同設備メータ		
	個	個	個	個			

※太線の中のみ記入してください。

年 月 日受付
年 月 日確認

様式9

遠隔指示メータ撤去完了届

年 月 日

大阪市水道局長

届出者
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

次の共同住宅について、遠隔指示メータ（集中検針盤）の撤去が完了しましたので届出します。

調定番号			
共同住宅の所在地	区	丁目	番号
共同住宅の名称			

様式 10
年 月 日

(提出先)
大阪市水道局長

届出者
住所

氏名

民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納適用解除届出書

次の共同住宅について、各戸計量及び各戸収納に関する適用の解除を届け出ます。
なお、入居者等からの本適用解除に伴う異議、その他苦情については、当方が責任をもって処理すること、各戸計量及び各戸収納の適用解除後も、適用中の水道料金等収納に関して大阪市水道局職員及び大阪市水道局長が委託した者の当該共同住宅内への立ち入り、停水処置等を実施することについて認めることを申し添えます。

記

- 1 共同住宅の所在地
- 2 共同住宅の名称
- 3 調定番号（親メータ）
- 4 適用解除希望日 年 月 日
- 5 各戸計量及び各戸収納適用申込書の申込者

住所

氏名

（※各戸計量及び各戸収納適用の申込者又は申込者が指定した管理責任者以外がこの届出を行う場合は、申込者の委任状を添付してください。）